



島根県報

平成19年 4月17日 (火)

第 1,871 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

| | | |
|---|---------------|---|
| 島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則 | (労 働 政 策 課) | 1 |
| 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | (会 計 課) | 2 |

告 示

| | | |
|------------------------------------|-----------------|---|
| 島根県持続農業導入指針変更の公表 | (農 畜 産 振 興 課) | 2 |
| 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 | (経 営 支 援 課) | 2 |
| 道路の区域の変更 | (道 路 維 持 課) | 3 |

特定調達公告

| | | |
|---|------------------|---|
| 島根県立中央病院における放射線治療システム調達及びメンテナンス業務に係る一般競争入札の実施 | (病 院 局) | 4 |
| 島根県立中央病院清掃等環境衛生業務に係る一般競争入札の落札者等 | (") | 6 |
| 島根県立中央病院設備運転管理業務に係る随意契約の相手方等 | (") | 7 |

人委規則

| | | |
|------------------------------|--|---|
| 職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則 | | 7 |
|------------------------------|--|---|

人委細則

| | | |
|-----------------------|--|---|
| 職員の任用に関する細則の一部を改正する細則 | | 8 |
|-----------------------|--|---|

公布された条例等のあらまし

島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則 (規則第55号)

- 1 規則の概要
訓練科の編成を改正することとした。(別表関係)

- 2 施行期日
平成20年 4月 1日から施行することとした。

長期継続契約を締結することができる契約に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第56号)

- 1 規則の概要
長期継続契約を締結することができる契約に寝具類の借入れに係る契約を追加することとした。(第2条関係)

- 2 施行期日
平成19年 5月 1日から施行することとした。

規

則

島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月17日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第55号

島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則

島根県立高等技術校規則（昭和45年島根県規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表島根県立出雲高等技術校の項中「建具製作科」を「木工科」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

長期継続契約を締結することができる契約に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月17日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第56号

長期継続契約を締結することができる契約に関する条例施行規則の一部を改正する規則

長期継続契約を締結することができる契約に関する条例施行規則（平成17年島根県規則第41号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 寝具類の借入れに係る契約

第3条第2項第1号中「前条第1号から第5号まで」を「前条第1号から第6号まで」に改め、同項第2号中「前条第6号から第8号まで」を「前条第7号から第9号まで」に改める。

附 則

この規則は、平成19年5月1日から施行する。

告 示

島根県告示第340号

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第3条第3項の規定により島根県持続農業導入指針を平成19年3月19日に変更したので、同条第4項の規定により、別冊のとおり公表する。

別冊は、掲載を省略し島根県農林水産部農畜産振興課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。

平成19年4月17日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第341号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成19年4月17日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

益田駅前ビル E A G A 島根県益田市駅前町 1 番30号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

益田市長 牛尾 郁夫 島根県益田市常磐町 1 番 1 号ほか

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) 仮称 駅前再開発ビル

(変更後) 益田駅前ビル E A G A

イ 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 島根県益田市駅前町94番地 2 他35筆

(変更後) 島根県益田市駅前町 1 番30号

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ジュンテンドー 代表取締役社長 飯塚 正 島根県益田市下本郷206番地 5

その他未定

(変更後) 株式会社ジュンテンドー 代表取締役社長 飯塚 正 島根県益田市下本郷206番地 5

株式会社日の丸 代表取締役 田村勝則 島根県益田市駅前町23番17号

株式会社ソリッド 代表取締役 平野一貴 広島県広島市安佐南区高取南 3 丁目19番10号

有限会社 詩仙堂 代表取締役 田村 均 山口県岩国市麻里布町 1 丁目 3 番15号

有限会社藤井運動具店 代表取締役社長 家氏誠一郎 島根県松江市雑賀町227

有限会社いわみふるさとネット 代表取締役 城市 創 島根県益田市高津 2 丁目 4 - 27

株式会社ブランド・タクミ 代表取締役 高橋伴典 島根県益田市駅前町17番 1 号

その他未定

(4) 変更の年月日

平成19年 3 月14日

2 届出年月日

平成19年 4 月 5 日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市商工観光部商工振興課 (益田市駅前町17 - 1)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所、法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第342号

道路の区域を次のように変更したので、道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年4月17日

島根県知事 澄田信義

| 道路の種類 | 路線名 | 道路の区域 | | | 管轄する地方機関の名称 | 備考 | |
|-------|------|----------------------------|--------|-------|------------------------|----------------|---|
| | | 区間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 | | | 延長 |
| 県道 | 鱒淵寺線 | 出雲市西郷町358番地先から同町432番地3地先まで | 前 | A | メートル 7.00～ 17.40 | メートル 302.00 | 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ 河川改修事業に伴う付け替え |
| | | | 後 | A | 7.00～ 17.40 | 302.00 | |
| | | | | B | 10.00～ 49.80 | 447.00 | |

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成19年4月17日

島根県病院事業管理者 中川正久

1 入札の概要

(1) 業務名

放射線治療システム調達及びメンテナンス業務

(2) 仕様の詳細

入札説明書による。

(3) 機器納入期限

平成20年3月31日

(4) メンテナンス業務期間

供用開始から5年間

(5) 納入場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

(6) 予定価格

ア 調達 504,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

イ メンテナンス 140,280,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 募集選定方法

(1) 基本事項

事業者の募集、選定に当たっては、地方自治法施行令第167条の10の2に基づく総合評価一般競争入札方式にて行うこととする。

なお、本業務は、WTOに基づく政府調達に関する協定の対象であり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令及びこれらの関係規定が適用されるものである。

(2) 審査の基本的考え方

総合評価一般競争入札においては、最初に入札参加資格を満たす者について基礎審査を行い、次に入札及び提案審

査を行う。

なお、入札参加資格の確認、基礎審査及び入札は本院が実施し、提案審査は別に設置する医療機器総合評価委員会
が実施する。

また、審査方法の詳細については、別に定める落札者決定基準によるものとする。

(3) 落札者の決定方法

入札参加資格を満たし、基礎審査を通過した者で、かつ入札において予定価格の範囲内の入札をした者で、落札者
決定基準に基づく提案審査において最も優秀であると判断される提案をした者を落札者とする。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない
者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により、入札参加
資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「機械器具類」、中分類の「医療機器」に登録されてい
る者であること。
- (4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において、指名停止の措置を受
け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (5) 薬事法(昭和35年法律第145号)に基づいて、高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。
- (6) 入札機器を納入し、メンテナンスできる者であること。

4 入札手続

(1) 担当部局

島根県出雲市姫原四丁目1番地1
島根県立中央病院事務局経営企画部業務グループ
担当者 川合、原
電話 0853-30-6430

(2) 入札説明書等の配布の期間及び場所

ア 配布期間 平成19年4月17日から平成19年4月23日までの午前9時から午後5時まで(土曜日及び日曜日を除
く。)

イ 配布場所 上記(1)の担当部局

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成19年4月24日 午後2時

イ 場所 島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院 3階 会議室1

ウ 備考 本件入札に参加を希望する者は、必ず参加しなければならない。

(4) 書類の提出

本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に掲げる書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 平成19年5月14日 午後5時

イ 提出方法 持参若しくは郵送

ウ 提出場所 上記(1)の担当部局

(5) 入札書の提出

入札参加資格を満たし、基礎審査を通過した者は、次のとおり入札書を提出しなければならない。

ア 提出期限 平成19年5月30日 午前11時

イ 提出方法 持参若しくは郵送。ただし、郵送の場合は、平成19年5月29日午後5時までに到着していること。

ウ 提出場所 平成19年5月30日午前10時30分までは上記(1)の担当部局とし、それ以降は下記(6)イの場所とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年 5月30日 午前11時

イ 場所 島根県立中央病院 1階 研修室 1 A

(7) 開札の実施

開札においては、入札金額が予定価格の範囲内であるかどうかの確認を行い、予定価格の範囲内の入札をした者を発表する。なお、開札の際、入札金額の公表は行わない。

(8) 提案審査のためのプレゼンテーション実施

予定価格の範囲内の入札をした者について、提案内容の審査を行うために次のとおりプレゼンテーションを実施する。

ア 日時 平成19年 5月30日 午後 2 時

イ 場所 上記(6)イの場所

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第 9 号）第94条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(4) 契約書作成の要否

要する。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Radiotherapy System; including repair and maintenance

(2) Desired Date of Delivery: March 31 2008

(3) Place of Delivery: Shimane Prefectural Central Hospital 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken

(4) A presentation time limit of documents: 5:00 PM MAY 14 2007

(5) Bid Tendering Date and Time: 11:00 AM MAY 30 2007

(6) Please tender all information to: C/O Shimane Prefectural Central Hospital 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8555 Tel 0853-30-6430

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令 372号）第11条及び島根県病院局財務規程第133条において準用する物品等又は特定役務の調達手続の係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年規則第83号）第 9 条の規定により公示する。

平成19年 4月17日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

1 購入物品等の名称及び数量

島根県立中央病院清掃等環境衛生業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局総務管理部 島根県出雲市姫原四丁目 1 番地 1

3 落札者を決定した日

平成19年 3月15日

- 4 落札者の氏名及び住所
太平ビルサービス株式会社 松江市雑賀町201番地
- 5 落札金額
510,300,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特定調達公告を行った日
平成19年 2 月 2 日

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令372号）第11条及び島根県病院局財務規程第133条において準用する物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年規則第83号）第 9 条の規定により公示する。

平成19年 4 月17日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

- 1 購入物品等の名称及び数量
島根県立中央病院設備運転管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県立中央病院事務局総務管理部 島根県出雲市姫原四丁目 1 番地 1
- 3 契約の相手方を決定した日
平成19年 2 月26日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
北陽ビル管理株式会社 松江市片原町62番地 1
- 5 落札金額
288,750,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 1 号の規定による。

人 事 委 員 会 規 則

職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 4 月17日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第15号

職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する権限を委任する規則（昭和37年島根県人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 島根県病院局職員の給与に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第 6 号）第 3 条第 1 項第 2 号ウに掲げる医療職給料表(3)の適用を受ける看護師の採用の選考（看護師の業務に従事した経験のある者で人事委員会が定めるものを選考試験により採用する場合に限る。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 細 則

職員の任用に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

平成19年4月17日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会細則第3号

職員の任用に関する細則の一部を改正する細則

職員の任用に関する細則（昭和28年島根県人事委員会細則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の4号を加える。

- (8) 島根県病院局職員の給与に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第6号。以下「病院局職員給与規程」という。）別表第4行政職給料表級別職務分類表の3級以上に属する職
- (9) 病院局職員給与規程別表第5医療職給料表(1)級別職務分類表のいずれかに属する職
- (10) 病院局職員給与規程別表第6医療職給料表(2)級別職務分類表のいずれかに属する職
- (11) 病院局職員給与規程別表第7医療職給料表(3)級別職務分類表のいずれかに属する職

附 則

この細則は、公布の日から施行する。